

事業所・従業員の皆さんへ

# 平成30年度から原則全ての事業者が 個人住民税の特別徴収義務者に指定されます！

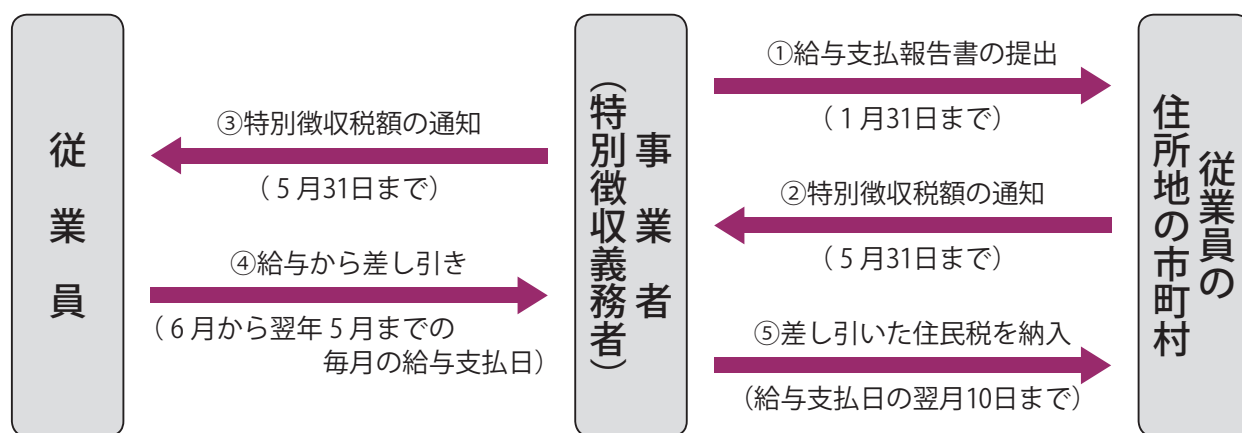
地方税法上、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り、従業員（※）に代わって納税することとされています。

（※）原則として、アルバイト・パートなどを含む全ての従業員です。

長野県と県内全77市町村は、平成30年度から原則全ての事業者を特別徴収義務者に指定し（特別徴収税額通知の送付）、特別徴収を行っていただく取組みを全県的に実施します！

現在、特別徴収を行っていない事業者の皆さんは、特別徴収の実施準備をお願いします。

## 特別徴収の仕組み



▼問い合わせ先 県庁市町村課 ☎026-235-7068  
税務課 市民税係

## 『国税』に関するご相談は、 まず電話にてお問い合わせください

税務署におかけいただいた電話は、自動音声案内でご案内しています。  
相談内容に応じて、『1』、『2』、『3』の番号を選択してください。

『1』を選択  
○国税に関する一般的な相談

『2』を選択  
○個別的な相談のための予約手続き  
○税務署からの照会に関するお問い合わせ  
○税金の納付相談

『3』を選択  
○消費税の軽減税率制度に関する相談

**電話相談センター**  
相談内容の番号を選択する。  
「1」…所得税  
「2」…源泉所得税・年末調整  
「3」…相続税・贈与税・譲渡所得  
「4」…法人税  
「5」…消費税・印紙税  
「6」…その他の相談

## 税務署

消費税の軽減税率制度  
に関する専用窓口

税務署での面接相談は「事前予約制」です。相談日時を予約すると待ち時間なくご案内できます。▼問い合わせ先 佐久税務署 ☎0267-67-3460